

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第75号 松崎町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第75号は、松崎町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（藤井 要君） いま総務課長の方から話がありまして、わかったわけであるわけですが、この第4条にあります「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める」ということになっているわけですが、いま私がちょっと考えたのは、これはまた回答してもらいますけれども、この中に契約を解除するときの条項等何も入っていないですけれども、第4条の中に含まれているということになれば、また別の話になりますけれども、第4条はどのような関係が・・・、内容説明と解除条項等、こちらから解除できるような旨は必要ないのか、記載する必要はないのか、そういうことを伺いたいと思いますけれども。

○総務課長（山本秀樹君） まず、この第4条の関係になりますけれども、いま現在、町が締結している部分につきましては、いろいろ作業を行っている面では該当するものはないのかなと思います。ただ、物持ちが良くて、極端に長期に借りるもの、例えば、今いろんな役所とか企業では机とか、こういう機材につきましても、備品につきましてもリースをしているところもあります。そうすると、リース契約というのは、机とかは、例えば10年とか長いスパンで借りるというような契約をしているところもありますので、そういうふうな物持ちがよくてかなり長い期間リースをすとかということがあった場合には、この第4条に関わってくることもあり得るのかなとは思いますが。

ただ、条例等のできる体裁の中で、やっぱりここに関わるもの以外はまた別に定めるとい

うことで、これは勝手にやっけていいということではなくて、また別に条例とか規則を定めて対応していくというような意味合いになります。よろしいでしょうか。

(藤井議員「解除は・・・」と呼ぶ)

○総務課長(山本秀樹君) 解除につきましては、それぞれの個々の契約の中で、これこれこういう場合は解除できるとか、例えば土地の賃貸借については、満了する日の例えば1年前までに申し出るとか、半年前までに申し出るとかというようないろいろな条件がありますので、その契約ごとに解除条項は定められているというふうになっています。

○5番(藤井 要君) わかりました。解除に関しては、個別契約の中でやっけていくということで理解できましたけれども、これは、第4条の関係、町長が別に定めるということを若干言いましたけれども、もっと具体的にこういう事例がおきてくるんじゃないかというようなことが、想定しているものがあれば、机以外に何かありましたらお願いします。

○総務課長(山本秀樹君) あとは、例えば庁用車のリースとか、今わが方は購入で対応していますけれども、リースで車、庁用車をリース契約しているところもあります。そういうリースを始めるとなれば、やっぱりリース契約ということになると、例えば7年とか10年とか、そういうようなスパンでの契約もあるのかなというふうには考えられます。

なお、補足でございますけれども、先ほどの解除の関係につきましては、長期継続契約を結ぶ際の契約書の中で謳っていくという説明をいたしましたけれども、もう少し細かく言うと、その契約の中で歳入歳出予算の当該金額について、予算の中で減額とか削除があった場合は、この契約は解除されますよという内容を入れるというようなことにもなっております。

○議長(稲葉昭宏君) ほかにありませんか。

○6番(福本栄一郎君) ちょっとお伺いします。次の議案第75号の資料2ページ目ですけれども、先ほど総務課長が説明した内容はわかりましたけれども、ここの第2号の(5)町税その他公金の徴収又は収納委託に係る契約ということがありますがけれども、いわゆる税金、その他公金ですから、おそらくいろんな手数料、使用料・・・、特に水道使用料金であるとか、温泉使用料金、これは使用料金ですけれども、税金の徴収、これは当然地方税法かかっていますよね。そして、担当者は地方公務員法並びに地方税法によって守秘義務がある。さらに職を退いた時も同様とするというのがあると思うんです。改正されていません。

これを例えば民間に委託した場合に皆さんの税金あるいは水道使用料、温泉使用料諸々の使用料が全部守秘義務がカバーできるかどうか。

公務員でしたらばそれぞれ法律がありますけれども、民間に対してこういったことが果たして守られるのか。そして、それに絡めて税法が許しているのかいないのか、その辺1点お伺いいたします。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 現在考えているのは、コンビニ納付の関係になりますけれども、こちらの方はコンビニが直接町の方に入金するというようなことではなく、一度銀行系の業者がございまして、そちらの方を中間して町の方にお金が入金されるというようになります。そこの取り扱っている領収書ですとか、そちらの方は一定期間業者の方で保管いたしまして、それから削除する、廃棄するというようなことになっていきますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

○6番（福本栄一郎君） それは、いま担当課長がおっしゃいましたように、いろんな税金に関しては利便性を図るということがいいと思います。例えば税金の場合はコンビニなんかの場合は、コンビニは24時間365日体制ですよ。ただ、例えば私なら私が・・・、今日が納期限だとすると銀行は朝9時から3時で終わり、もうそれを過ぎると滞納になります。コンビニの場合は、日付が変わらない限り11時59分までは滞納にならないわけですね。そういう場合利便性はいいと思うんです。ただ、その辺の守秘義務です。それと同時に収納委託ですから、その辺の絡みを再度確認したいと思うんですけれども・・・。

今現在はいわゆる指定金融機関である郵便局、各金融機関、農協、漁協はいいですけども、コンビニというのは本当の純然たる民間ですよ。その辺の絡みをもう一度お願いいたします。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 資料としてこちらの方に金融機関系の会社の方からきておりますけれども、そちらの方ではシステムの監査ですとか、セキュリティポリシーの情報管理の徹底というようなことが明記されておりますので、その関係ですので特に問題はないものと判断しております。

○総務課長（山本秀樹君） これは全国的にいろいろコンビニ納付が今ポピュラーになってきていまして、この近隣でも松崎町と河津町を除けば、ほかの自治体はすべて実施しているというような状況になってきておりまして、今のところ特にそういう問題が起こったというのは聞いておりません。

それから、これをやることで期限内納付の率がやっぱりかなり上がっているというようなことも伺っております。そうすれば、住民の方々も仕事を休んで納付に来るとかということ

もなくなるということと、その期間に遅れて追徴金というか、あるいは督促がかかるということもなくなるということで、これを実施すれば住民サービスにも繋がってくるのかなとも考えますので、ぜひご理解の方をお願いしたいと思います。

○6番（福本栄一郎君） これは確認ということですがけれども、第2号の（5）町税その他の公金の徴収又は収納委託・・・、収納委託は先ほど・・・、コンビニでも振り込みはいいです。徴収はどういうふうに考えているんですか、これは民間で・・・、税金とその他公金の徴収、これはあれでしたらば、強制力を伴うんですか。差押え、預金調査、競売、この辺の考え方をお聞かせください。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 徴収につきましては、現在のところは全く考えておりません。

○6番（福本栄一郎君） ですから、この辺は・・・、徴収ということがあるものですから、じゃあ、私が徴収を受けました。いわゆる保障会社・・・、例をあまり挙げませんが、私が町から任されますから預金調査もします。差押えもします。だから、いま現在、たった今納めてください。こういった権限まで与えるんですか、役所として。

委託はいいですよ。さっきいった収納は自分が納付書を持って行って好きなところでやればいいんです。役場の窓口でもいいです。徴収・・・、町税その他公金の徴収と書いてありますけれども、この辺が大変なことになると思うんです。これが拡大解釈されてきますと・・・。

収納はいいですよ。自分が承知してコンビニに持って行ってもいいです。金融機関もいいですけれども、徴収ということは誰に任せるんですか、これは。町税ですよ、税金ですよ、これ。国家の基本を成す町税・・・。税金、これを民間に委託することが解釈によってできるわけですよ。この辺の考え方ですよ。一番日本の国家を・・・、底辺を成す徴収・・・、これを民間に委託してもいいことですか。その辺をお聞かせください。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

（午前 9時23分）

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時28分）

---

○総務課長（山本秀樹君） それでは、福本議員の質問に対して回答させていただきます。この徴収というところは、主にその他公金というところにかかってくるのかなど、考えられるのはそこかなというふうに思います。

いま現在、この界限のコンビニ収納については、収納業務だけの委託になります。その他公金という場合は、例えば水道とか温泉とか、そういう公営企業の場合、全てその事業自体を民間の事業者委託をするというようなところもあります。そういうところにつきましては、その料金の収納業務を含めて委託をするというようなケースも出てきていることから、通常一般的にこの文言の書き方については、町税その他公金の徴収又は収納委託に係る契約というふうな書き方をしているというものでございます。

なお、この契約につきましては、町の財務規則の中でもそういう公金を扱う業務等に関わる契約をする場合は、守秘義務であるとか、その辺のことをチェックして適正と認められたところと契約するという形にもなっておりますので、契約を結ぶ段階でその辺の確認等はできるものと考えております。

○6番（福本栄一郎君） だったら、じゃあ、動議を提案します。私は、町税その他公金のところの削除を提案いたします。

○議長（稲葉昭宏君） 動議とさっきの質問と分けてください。

○6番（福本栄一郎君） 守秘義務ということはよくわかるんです。それが、公務員でない民間に果たして・・・、信用しないわけじゃないですよ。特に税金に関しては守秘義務が果たして守られるのかどうかということなんです。

しかも公金の徴収・・・、いわゆる役所としての・・・、どういった家庭的な事情があるんでしょうかというのは、公務員が訪問して聞くべきだと私は思うですよ。そういった意味で、ここは、もう一度聞きますけれども、いかがなものでしょうかねということですよ。町税その他公金の徴収ということです。収納委託はいいですよ。個人の自由ですから。その辺をもう一度お願いします。

○総務課長（山本秀樹君） ここにつきましては、先ほども言いましたとおり、税金ばかりじゃなくて、通常のほかの公金も含めてということになりますけれども、ここについては、いま形態も変わって、民間に委託をするというような形態も発生してきています。

そういう場合に備えて、ここで通常一般的にこういう文言が使われているということか

ら、当方もこれと同様な文面に当然するということになります。

なお、そのセキュリティーの問題については、あくまでも個人に頼むとか、そういうことではなくて、これは通常対象はそういう企業とかになります。その契約をする場合には、その守秘義務であるとか、セキュリティー面、その辺の確認をした上で契約をしていくということになりますので、その辺の問題等については、特に問題はないのかなと考えています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） ちょっとコンビニの件なんですけれども、コンビニの契約の主体は誰ですか、そこの店舗の店主ですか、それともチェーン店のオーナーですか。その辺がはっきりわからないんですけれども。それを確認するのは・・・、コンビニって常時やらないところもあるわけですよね。常時というか、経営が悪くてやめてしまうところもあるもので、契約の主体はどこなのか。その辺を・・・。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 町は、各コンビニ店舗とは契約いたしません。銀行系の会社がございます、そちらの方と契約をするような形になります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○8番（土屋清武君） ちょっと参考にお伺いしますけれども、これは長期契約、5年以内ということであるわけですが、いま債務負担行為の契約という関係で、単年度でなく2年また3年位まではできると思うんですけれども。そうすると、同じ3年だったらね、どっちを使ったらいいのか、それとも、債務負担行為はいちいち予算計上して議決してもらわないとできないわけですから、そうすると、そっちをやめてみんなこれへと移ってもいいという・・・、債務負担行為をあえてやる必要はないのか、これは国の方との絡みがあって、国の補助がある場合にはそれをしなければならないというような債務負担行為の契約をしなければならないということもあるでしょうけれども、その辺の区分けの仕方をちょっと教えてくれませんか。

○総務課長（山本秀樹君） その辺の疑問は出てくるのかなと思います。まず、今回の長期継続契約につきましては、その考えられる契約の例ということで示してあるとおり、通常メンテナンス的なものとか、そういうものが主になります。特に特別な事業ということではなくて、日常に関わる委託であるとか、リースであるとか、そういうようなものについては、毎年毎年契約していくとか、そういうことよりも長期にやった方が事務の効率化が図られるということで、今回自治法上でも認められているということになります。

なお、ちなみに今年度、28年度の債務負担行為の実際手続きが取られている数というのが56件あります。そういう中で、今後長期継続契約の可能性のある関係というのは42件ほどが、こういうリースとか、役務の提供とかというものに当たってくるのかなと考えられます。

そういう日常的なものの使用であるとか、メンテナンスとか、そういうものについては、特に一つひとつ債務負担行為というような形でやったりとか、毎年毎年契約を結んでいくとか、そういうようなことをせずとも通常のルーティーンとして長期継続契約で長期的な契約を結んでいった方が事務的にも効率化が図られるというようなことから、今回自治法に基づいて、松崎町の方でもこれを取り入れようということになります。

なお、これにつきましては、今まで債務負担行為一覧みたいなものがずっとありましたけれども、予算書の中では一つひとつ債務負担行為の伺いみたいなことはなくなります。款項目節の節のところには何とか委託事業でいくらかという数字は年度の予算として入ってきます。それですと、なかなか長期継続契約の部分がわからないというような形になると思いますので、いま我われの方は、予算書の資料の方で債務負担行為一覧というのがずっと載っていますけれども、そこに長期継続契約一覧というのをずっと作って、いま現在、長期継続契約をしているのはこれだけありますと、年度ごとの予算はこうなりますというような形でお示めしをしようかなと考えています。

こうなると、ほかにどんなものが債務負担ということでやるのかなということにもなると思いますけれども、例えば利子補給の関係とか、それから、このあいだ聖和保育園へ借入をした分のその補てんとして補助金を出していますけれども、そういう部分とか、そういうものにつきましては引き続き債務負担行為をおこして対応していくというような形になります。

あくまでも政策的なものにつきましては、事業的なものは継続費であるとか、繰越明許であるとか、債務負担という形でお諮りしていくと・・・、通常の業務の管理とか、そういう面の契約等につきましては、このように長期継続契約を結んでいくというような大きくくりに分すればそういう形になるということでご理解をいただきたいと思います。

○2番（渡辺文彦君） 今のことに関連するんですけど、例えば焼却場管理委託・・・、運営を委託しているわけですね。そこで出てくるごみの量というのが毎年変わってくると・・・、いつも5年間なら5年間契約した中で一定量の処理がされているわけではないにも

関わらず、契約金額だけが一定だとすると、予算上はその年度ごとの見直しをする必要があると思うんだけど、そういうことは考えないで、ある一定の期間の中で、例えば5年間で5000万円で決めたら、単年度は1000万円という枠で予算付けをしていくのか、その辺の予算の付け方の方向をちょっと聞きたいんだけど・・・。

○総務課長（山本秀樹君） いろいろな契約の方法がありまして、総額でやる部分と単価契約で結んでいく部分とかいろいろあります。総額で契約をするわけですけども、その場合どうしても足りないとかということになれば、その契約、長期継続契約の変更ということで契約を結び直していくというような形になるかと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○6番（福本栄一郎君） 私は、議案第75号 松崎町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について反対いたします。

反対の理由といたしましては、ここの議案第75号の資料の第2号の（5）町税その他公金の徴収又は収納委託に係る契約、この反対の理由といたしましては、先ほどの質疑の中で申し述べたとおり、町税その他公金の徴収、これは、日本の現在の租税法律主義・・・、納税の義務・・・、それに基づいて市町村の事務として、いわゆる賦課と徴収・・・、この関係で最たるものについて民間委託した場合に果たして町民としての納得ができるのでしょうか。おそらく私はできないと思います。私自身もそうです。この賦課と徴収については、本当の市町村役場・・・、県も一緒ですけども、国ももちろんそうですけれども、これは最たる事務だと思うんです。特に徴収に関しては、特に役場の職員は最前線です、行政の・・・。家庭訪問をしてどういった状態でしょうかということも聞いて相談に乗る、納税指導の面も含めて。それを民間委託して徴収です、こういったことが・・・。条例は通すわけには私はいかないと思います。やはり人が変わってきます。条例は改正しない限りずっと生きています。ですから、



私自体としては、徴収に関しては私は削除すべきだと思いますけれども、削除できないというならば、私は反対します。以上でございます。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号 松崎町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---